

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5		府省庁名 内閣府政策統括官（防災担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 対象地域の不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の資産を取得した場合について、税制上の優遇措置を講ずるもの。</p> <p>（要件1）対象者</p> <p>①物品販売業を営む店舗（30人以上収容）、飲食店（30人以上収容）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設又は事業を管理・運営する者</p> <p>②石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設又は事業を管理・運営する者等</p> <p>（要件2）対象エリア 南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域</p> <p>（要件3）対象資産</p> <p>①緊急地震速報受信装置（これと同時に設置する専用の報知装置を含む。）</p> <p>②緊急遮断装置 （①と同時に設置される場合）</p> <p>③感震装置 （①及び②と同時に設置する場合）</p> <p>・特例措置の内容 固定資産税の課税標準額を3年間2/3とする。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第6項、同法施行令附則第11条第9項、同法施行規則附則第6条第24項		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲0. 3) [平年度] - (▲0. 7)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本はその地理的条件から、今後 30 年間に震度 6 弱以上の地震に見舞われる可能性がある地域が、ほぼ全土にわたっている。特に、発生確率・切迫性の高さ、経済・社会への影響の大きさ等の観点から、中央防災会議において検討の対象とされている南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震は、地震調査研究推進本部により発表されたその発生確率や中央防災会により想定された被害の甚大性(※)に鑑みても、その対策は急務である。</p> <p>(※) 各地震の今後 30 年以内の発生確率及び被害想定</p> <table border="1" data-bbox="277 353 1460 672"> <thead> <tr> <th>地震</th> <th>今後30年以内の発生確率</th> <th>人的被害・建物被害 (被害が最大となるケース)</th> <th>経済的被害額 (被害が最大となるケース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震</td> <td>70～80%</td> <td>死者数：約32万3000人 全壊棟数：約238万6000棟</td> <td>約214兆円</td> </tr> <tr> <td>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</td> <td>7～40%</td> <td>死者数：約19万9000人 全壊棟数：約22万棟</td> <td>約31兆円</td> </tr> <tr> <td>首都直下地震</td> <td>70%</td> <td>死者数：約2万3000人 全壊棟数：約61万棟</td> <td>約95兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。このため、対象地域の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、地震発生時における事業者自体の被害の軽減を図ることが重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>緊急地震速報受信装置及びその関連設備は、不特定多数の者が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や、危険物を取り扱う施設等に設置されることにより、当該施設における機械等の停止やその利用者へ予測震度や到達時間を事前に報知すること等を通じて、事業所自体における被害を軽減するとともに、利用者の生命・身体の安全の確保等が可能となる。震度 6 弱以上の地震が発生した場合、甚大な人的・物的被害が発生することが見込まれるため、これらの被害を軽減し、その拡大を防止するために、緊急地震速報受信装置等の設置の促進は不可欠である。</p> <p>特に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、令和 3 年 12 月に科学的に想定される最大クラスの地震を想定した被害想定が公表されるとともに、令和 4 年 5 月には、当該被害想定等を踏まえ、日本海溝・千島海溝地震特措法が改正されたことに鑑みれば、対象地域における緊急地震速報受信装置等の設置をより一層促進していく必要がある。</p>	地震	今後30年以内の発生確率	人的被害・建物被害 (被害が最大となるケース)	経済的被害額 (被害が最大となるケース)	南海トラフ地震	70～80%	死者数：約32万3000人 全壊棟数：約238万6000棟	約214兆円	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	7～40%	死者数：約19万9000人 全壊棟数：約22万棟	約31兆円	首都直下地震	70%	死者数：約2万3000人 全壊棟数：約61万棟	約95兆円
地震	今後30年以内の発生確率	人的被害・建物被害 (被害が最大となるケース)	経済的被害額 (被害が最大となるケース)														
南海トラフ地震	70～80%	死者数：約32万3000人 全壊棟数：約238万6000棟	約214兆円														
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	7～40%	死者数：約19万9000人 全壊棟数：約22万棟	約31兆円														
首都直下地震	70%	死者数：約2万3000人 全壊棟数：約61万棟	約95兆円														
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>																

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○防災基本計画 第3編 地震災害対策編 3 国民の防災活動の環境整備 (3) 企業防災の促進 企業は地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</p> <p>○南海トラフ地震防災対策推進基本計画 第3章南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策 第1節 地震対策 2 火災対策 国、地方公共団体、関係事業者は、…緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発…等の安全対策を促進する。</p> <p>○大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月28日中央防災会議決定） 1. 事前防災 (1) 建築物の耐震化等 2) 耐震化を促進するための環境整備 ・ 国、地方公共団体は、地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の利活用や速報の迅速化を推進する。 4) エレベータ内の閉じ込め防止技術の導入促進 ・ 国、地方公共団体は、…緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等により、エレベータ内の閉じ込め防止対策を促進する。 (3) 火災対策 1) 出火防止対策 ・ 国、地方公共団体、関係事業者は、地震火災発生時の主要因である電気に起因する火災の発生等を防ぐため、主に市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心として…緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発等を促進する。 (5) ライフライン及びインフラの確保対策 3) 交通施設の安全・機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保 ・ 国、地方公共団体は、交通施設・車両安全対策のため、緊急地震速報の利用等を促進するとともに、迅速化を推進する。</p> <p>(内閣府) 政策：7. 防災 施策：7. 防災に関する施策の推進</p>
	政策の達成目標	<p>対象地域の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、地震発生時における事業者自体の被害の軽減を図ることが重要である。 緊急地震速報受信装置等の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置によりその整備を促進する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	3年延長を要望
同上の期間中の達成目標	<p>対象地域の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、地震発生時における事業者自体の被害の軽減を図ることが重要である。 緊急地震速報受信装置等の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置によりその整備を促進する。</p>	

	政策目標の達成状況	<p>平成23年3月の東北地方太平洋沖地震発生時には、緊急地震速報受信装置等が作動することで、エレベータや自動ドア、各種工業機器等の制御や館内放送が行われ、事前の避難行動や二次災害の防止に繋がり、地震被害を軽減させた。平成28年4月に発生した熊本地震においても、熊本県の近隣県において、緊急地震速報受信装置等が作動し、エレベータや自動ドアの制御や館内放送が行われた事例が確認されている。また、令和4年3月に発生した福島県沖のM7クラスの地震においても、緊急地震速報の活用により、迅速な列車の停止に至った実績が報告されている。</p> <p>一方で、本特例措置の対象地域である日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地については令和4年5月の改正に伴い、その範囲が拡大する見込みであるから、緊急地震速報受信装置等についてはまだ普及の余地があり、引き続き、本特例措置により当該装置等の導入を支援することが必要である。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>年32件 ※日本海溝・千島海溝地震特措法の改正に伴い、対象地域が拡大する見込みであるため、適用件数も増加する見込み</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震の対策は急務であり、当該地域において、引き続き緊急地震速報受信装置等の整備を推進していく必要がある一方、当該装置の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置により設置事業者の費用負担を軽減することが有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>緊急地震速報受信装置等の設置により大規模地震による被害の軽減を図ることが可能となるが、その設置に要する費用負担を軽減するため、本特例措置を講じることが必要である。緊急地震速報受信装置の設置により、人々に自ら身を守るためのとっさの避難行動を促すことができること、また、緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置又は感震装置により地震発生を感知した場合に有効に機能し、事業者被害の軽減に資することから、税制の適用条件は効果的に限定されており、必要最小限の措置となっている。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度 19 件 平成 30 年度 25 件 令和元年度 15 件 令和 2 年度 11 件 令和 3 年度 9 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績：3,019 千円（令和元年度） 57,929 千円（令和 2 年度） 12,705 千円（令和 3 年度） ※令和 2 年度について一部自治体において報告額の誤りがあったため実際は 1,614 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により緊急地震速報受信装置等の設置に係る事業者の費用負担を軽減することで、現行の対象地域における緊急地震速報受信装置等の整備についてはこれまで一定の実績が見られたところ。このため、引き続き事業者に対し緊急地震速報受信装置等を整備するインセンティブを付与する手段として、本特例措置は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>対象地域の各企業が地震防災対策用資産を整備し、当該企業自体の被害の軽減を図るとともに、本来行政が行うべき災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。地震防災対策用資産の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置とともに企業の防災意識の向上・定着のための取組を地道に継続することにより、地震防災対策を推進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置による地震防災対策用資産の整備については、これまで一定の実績が見られており、また、当該装置が実際に活用され被害を未然に防いだ事例もあることから、地震被害の軽減や行政による災害初動期の応急対策活動の補完について一定の寄与があったものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 58 年度 創設（適用期限 5 年間、課税標準 2/3）、昭和 63 年度 適用期限 2 年間延長、平成 2 年度 対象資産拡充、適用期限 2 年間延長、平成 4、6 年度 適用期限 2 年間延長、平成 8 年度 対象地域拡大、適用期限 2 年間延長、平成 10 年度 適用期限の 2 年間延長、平成 12 年度 適用期限 2 年間延長、課税標準引き上げ（2/3→3/4）、平成 14 年度 適用期限 2 年間延長、課税標準引き上げ（3/4→4/5）、平成 15 年度 対象地域の拡充及び廃止、課税標準の一部変更（2/3と 4/5）、平成 16 年度 適用期限 2 年間延長、対象地域の一部廃止、平成 17 年度 対象地域の拡充、平成 18 年度 適用期限 2 年間延長、平成 20 年度 適用期限 2 年間延長、課税標準引き上げ（2/3→3/4）、平成 21 年度 対象資産の拡充及び廃止、対象地域の拡充、課税標準引き下げ（5 年間 3/4→3 年間 2/3）、平成 22 年度 適用期限 4 年延長、平成 26 年度 対象地域の拡充、適用期限 3 年延長、平成 29 年度 適用期限 3 年延長 令和 2 年度 対象地域拡大、適用期限 3 年延長</p>